

年 月 日

あて先：秋田県知事

〔社会福祉法人等にあつては、名称及び
代表者の氏名〕

県営住宅の不使用について（届出）

次のとおり県営住宅を引き続き 15 日以上使用しないので、秋田県営住宅条例第 33 条第 2 項（第 49 条第 8 項において準用する同条例第 33 条第 2 項）の規定により、届け出ます。

現在入居している 住宅の名称	県 営 住 宅 棟 号			
使用しない期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
理由				
入居者及び同居者 の滞在場所	所在地		電話番号	
	名 称			